

船橋市の行財政改革について

意 見 書（案）

船 橋 市 行 財 政 改 革 審 議 会

平成 1 5 年 9 月

はじめに

船橋市の行政改革は、昭和 62 年の第 1 次行政改革、平成 8 年の第 2 次行政改革、平成 11 年の第 3 次行政改革により一定の成果をあげてきたところである。

しかし、バブル経済崩壊後の景気の低迷は長期にわたり、近年特にデフレの進行による総需要の抑制が懸念されるほか、企業のリストラが進み失業率は上昇傾向にある。

また、少子高齢化という社会構造の変化もあいまって、市税の落ち込み、生活保護世帯の増加などによる扶助費の負担増、その他社会保障に要する経費の自然増などの要因により、過去の行政改革時を上回る財政の悪化が生じている。

国においても慢性的かつ構造的な財政状況の厳しさもあり、地方への補助金や交付税を抑制する方向にあり、地方の財政状況は益々厳しさを増し、従来型の財政運営からの脱却が求められている。

一方、景気が低迷しているからといって市民のニーズが減少するわけではなく、むしろ高齢社会に突入したことや少子化対策など従前以上の行政需要が内在しており、相対的に立ち遅れている都市基盤の整備に対する市民の要望も強く、より効率的、効果的な行財政運営が求められている。

市町村における財政状況の悪化は船橋市だけの問題ではないが、多くの市町村で行財政改革に取り組んでいることも事実であり、さらに都道府県においては法人関係税に依存する割合が大きいこともあり、市町村以上に厳しい財政運営を余儀なくされ、現に千葉県においては急遽「千葉県財政再建プラン」を策定し、大胆な改革を進めているところである。

船橋市の財政状況は、財政力指数や公債費率は相対的に良好であるとはいえ、経常収支比率は義務的経費の増大により、ほぼ年々上昇しており財政の硬直化は数値的にも明らかとなっている。

従って、このまま手をこまねいていれば、新たな市民ニーズに対応できないばかりか、大幅な収支の乖離により、財政運営が破綻をきたすことにもなりかねない。

船橋市が行財政改革を推進していくにあたり、事務事業全般にわたる見直し・再

構築を進めることは当然であるが、場合によっては市民の方に痛みを求めることとなることを十分認識し、各々の職員がそのことを自覚して行動にあたる必要がある。

また、行財政改革は歳出の削減と歳入の確保だけに腐心することではなく、費用対効果が大きい新たな市民ニーズに対応するなど、市民の理解と支持のもと実施されるべきである。

以上のことを念頭に置き、本審議会は、今後の船橋市の行財政運営についての道筋について意見を述べるものであり、財政の健全化が住民福祉の向上に資するという視点にたち、５回にわたり活発な審議を行い、意見を取りまとめた。審議回数・審議期間ともに限られたものであったため、十分な議論をし尽くしていないことは否めないが、市民から見た率直な意見を取りまとめたつもりである。

本審議会は、船橋市がこの意見書の趣旨を尊重し、大胆かつ実効性のある行財政改革を強い意志を持って強力に推進し、船橋市の将来のために大きな役割を果たすことを、切に希望するものである。

（１）定員の適正化について

これまでの職員数の推移について平成元年から見てみると、元年から７年まで職員数は増加を続けていたが、７年をピークに１４年まで職員数は減少しており、中核市への移行があった平成１５年には増加している。

この間、第３次行政改革大綱を受けて、平成１０年４月から１５年４月までの５年間で２６４人の職員を削減する定員適正化計画を策定し、~~その実施に努められたところだが、その実施に努めてきたところだが、~~中核市への移行、船橋駅南口再開発ビルにおける公共公益施設の設置、保育需要の増加、生活保護世帯数の増加などにより目標削減数に４０人足りない２２４人の削減にとどまっている。しか達成できなかった。このため、現在、定員適正化計画の期間を１年延長し、当初の目標の達成を目指しているところである。また、平成１５年度中に新たな定員適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めたいと考えている。

~~このように職員数を削減していく中で、これを補うための方策の一つとして、非常勤一般職の配置を進めている。平成１５年４月にオープンした船橋駅前総合窓口センターにおいても多くの非常勤一般職を配置しているが、その他にも窓口業務、内部事務処理業務などで非常勤一般職の配置を進めており、職種も事務職から看護師などの医療系技術職まで幅広いものとなっている。配置先としては、子育て支援部、生涯学習部、福祉サービス部、市民生活部が多くなっている。~~

~~また、今後の職員数を考える場合、再任用職員数が大きな影響を与えることが考えられる。再任用とは、継続雇用について意欲・能力のある定年退職者等を再雇用する制度で、現在配置されている再任用職員の再任用の期間は１年となっているが、今後年金支給開始年齢の引き上げに伴い、最長５年になることとなっている。このため、平成１５年には５４人であった再任用職員が、２６年には４８２人になる見込みであり、新規職員採用数などに影響を与えることが考えられる。~~

~~最後に、平成１４年の船橋市の職員数と人口４３万人以上の市（類似団体）の平均を大部門で比較すると、民生、労働、教育、消防の部門で職員数が多く、議会、総務、税務、衛生、農林水産、商工、土木の部門では職員数が少なくなっており、普通会計全体では２３６人の超過となっている。さらに小部門で比較すると、保育所、その他の社会福祉施設、公民館において大きく類似団体を超えている。おり、ごみ収集では大きく類似団体を下回っている。~~

職員数は各地方公共団体ごとのサービスとの関係もあり、多い少ないを一概に論ずることは困難であるが、類似団体との比較は定員適正化を進める上での一つの指標であり、類似団体と比較して５％程度職員数が多いことは着目せざるを得ない。

定員適正化計画の策定にあたっては、現在行っている市の事務について、船橋らしさの維持にも配慮しつつ、本来、正規の職員で行うべきものであるのかどうかを検討した上で、適正な職員数を算出し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素化、IT化の促進、委託の推進、非常勤一般職員や臨時職員の活用、~~さらには市民・民間と行政との役割分担を明確にして、NPOをはじめとする市民活動との協働を進めるなどして職員定数を削減する。~~等により、類似団体との比較数値を縮小しながら職員数を削減していく必要がある。

その際、事務の効率化を進めた上での職員数の削減であること、高齢者が増えており、これまで以上に高齢者にとって社会の担い手としての役割が求められることも考慮し、高齢者をはじめとして個人・団体を問わず５６万都市の有能な人材を活用することに特に留意願いたい。~~その際、平成１１年度から実施している定員適正化計画（削減計画数２６４人）が１６年度で終了することから、新たな計画を策定して職員定数の削減を進める。~~

職員採用にあたっては、専門的知識・資格・経験を持つ人を中途採用するなど、有能な人材の確保にも努めることにより資産である人材~~努めるとともに、人材の育成にも力を入れて資産としての職員を最大限に活用すること。~~中長期的な課題としては、採用の形態について、一般職という採用だけでなく、業務を類型化した採用の方向性を検討することも提案したい。

また、定年退職者の再任用制度については、今後退職者が増えるとともに、再任用期間が５年まで延びることにより、再任用職員の大幅な増員が予想されるが、市民の理解を得る上では、再任用職員数の抑制といった運用の見直しが必要である。~~ことから、運用の見直しを行う。~~

（２）委託の推進について

公共施設や業務の委託については、公共性・行政責任が確保できるもののうち、委託により経費の節減が図れるもの、サービス水準を維持又は向上できるもの、市が自ら行う必要のないもの、専門性が必要とされるものなどについて積極的に推進

しており、経費の節減に加えて定員適正化の面からも一定の成果をあげているところである。

~~具体的には、本庁舎の守衛業務・清掃業務、来庁者駐車場・公用車駐車場の管理業務などをはじめとする市役所庁舎に関するものや、障害児（者）施設の送迎バスや社会教育バスの運転業務、小・中学校給食の調理業務、公園の維持管理業務など様々な業務について委託化を推進している。~~

~~公共施設の管理運営についても、南部老人福祉センターや夏見母子ホームなどで施設全体を委託するとともに、下水処理場・し尿処理場・清掃工場などにおいて、専門性が必要な業務や軽易で定型的な業務の一部委託を実施している。~~

しかしながら、財政状況の厳しさは増しており、さらなる経費の節減と定員適正化のため、委託を一層進める必要がある。

自治体でなければサービスを提供できなかった時代とは異なり、現代は資源・ノウハウを持った民間企業や NPO 等も多数存在する。また、国においても経済の活性化を図るため、規制緩和や制度改正などにより民間活力の活用を積極的に推進していることから「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づいて、加えて、定年退職者が急増することからも計画的に、**広範囲に**サービス提供を民間部門に委ねる**必要がある。こととする。**

~~例えば、福祉施設や下水処理場など従来は行政が直接行っていた公共施設の管理・運営についても、民間等に委ねることで、より効率的・効果的なサービスが提供できるものについては、ことから、積極的に民間委託を推進していくこと。~~

ただし、委託したとしても行政責任はあくまで市にあることから、委託化に伴う評価が必要である。また、サービスが過剰でないかどうかの検討や、より経費が安くて同じ効果があがる手法の検討、経済性が先行して市民サービスや安全性、公共性などが希薄とならないような受託先の指導・育成といった点に留意願いたい。

さらに、価格以外の社会的な価値観を採り入れた入札制度の導入、地場産業・地元の活用、PFI 手法の活用等も検討する必要がある。

（３）給与の適正化について

職員の給与は国の人事院勧告に準じて改定を行っている。

~~職員の給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間~~

~~事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」「社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない」と地方公務員法に規定されている。~~

~~民間給与の水準との均衡措置として国が人事院勧告に基づく改定を行っており、人事委員会を持たない本市はこれに準じて改定している。近年では、厳しい社会経済情勢を反映して公務員給与が引き下げられており、特に平成 14 年度の給与改定では、初めて全ての基本給の額が引き下げられた。これにより本市職員の給与もマイナス 2.01%の引き下げとなり、期末手当の削減を含め、職員 1 人当たり（平均 43.02 歳）前年度比で 182,000 円／年のマイナスとなった。~~

~~この他、従来から諸手当等の見直しを進めてきた。~~

~~こうした状況の中、しかしながら、国家公務員の給与水準を 100 とするラスパイレス指数の推移をみると、本市は昭和 63 年度（指数 109.9 ~~108.9~~）以降、平成 13 年度（指数 104.6）まで低下してきたが、平成 14 年度については、これまで国と比較して劣っていた世代については是正したため、一時的に指数が引き上がり、105.3 と平成 ~~12~~¹³ 年度の水準となっている。なった。しかし、今後、初任給基準の引き下げ、高齢職員の昇給停止の効果などにより、再び低下するものと思われる。~~

このように、本市の給与水準は国より 5 % 高く、県内で最も高い水準にあることから、市民の方に痛みを求める以上、職員も痛みを分かち合う形で、給与水準の適正化を図ること。また、時間外手当について総枠による規制はいわゆるサービス残業の原因となるため行うべきではないが、~~一般会計の平成 14 年度決算見込みでは、職員の時間外勤務による手当の総額が 10 億円にも達することから、より一層の事務の効率化、事業の見直し等を進め、若年者や非常勤職員の雇用拡大などにより、時間外勤務手当の縮減を図りたい。図るとともに、特殊勤務手当については、本当に特殊な勤務の実態に合った手当なのかを見直すこと。~~

このほか、年功序列的な処遇制度の見直しや、昇給停止年齢の見直し等についてもさらに検討されたい。

いずれにしても、今後も、引き続き職員定数の削減と併せて人件費総額の抑制に努められたい。~~努めたい。~~

（４）公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について

市の会計は一般会計、特別会計に区分され、本市では一般会計のほか９特別会計・２企業会計を設けているが、~~本市の特別会計・企業会計においては主に以下のような課題を抱えている。~~

~~——独立採算性が乏しいこと~~

本来、特定の収入で事業を運営するべき特別会計のいくつかについて、一般会計からの赤字補てん的な繰入金（一般会計側から見れば市税等の投入である繰出金）に依存し運営されているものや、事業としての将来性に欠けるものなどがある。これらの特別会計については、一般会計からの繰出金が年々増加する傾向にあり、市の財政を圧迫する要因にもなっていることから、事業の見直しも必要な状況になっている。

ただし、保険料や使用料の見直しは、市民の負担増にも直結するため、個別の審議会や委員会において改めて議論することが望まれる。

なお、国民健康保険事業にあつては、~~国・保険者（市）・被保険者が一定ルールに基づいて経費負担すべきであるが、現状ではこの一定ルールの経費負担のほか、高齢化の進展や失業率の増加などの社会的要因により被保険者数は大幅に増加し、その一方で、近年の景気の低迷により加入者の所得は減少している傾向にあり、一般会計からの多額な赤字補てん的な繰出額は増加の一途を辿っている。な繰り入れに依存しており、一般会計から見れば、この赤字補てん的な繰出しが過剰な負担となっている。~~

また、本市の国民健康保険料は、応能負担分（被保険者の負担能力に応じた所得割）と~~50%~~応益負担分（受益に応じて負担する均等割）の割合が76%：24%となっており、県内平均 67%：33%、国平均 64%：36%に比べ福祉的配慮が高い設定となっている。~~50%であることが標準とされているが、本市の賦課割合は応能負担に依存する傾向が強い。今後、料率改定を検討する場合には、賦課割合の段階的な見直しは重要な検討事項である。~~

今後の国民健康保険事業の推移見込みから考えると、赤字補てん的な繰出金総額の抑制と、加入者の公平で公正な負担という観点から、国民健康保険料について応能、応益の割合を見直すことも必要と考えられるが、低所得者の負担については十分に検討されたい。また、国民健康保険は市民生活に密着した制度であるため、十分な説明・市民理解を得た上で実施すべきである。

さらに、保険料率、応能・応益割合、一般会計からの繰出しといった財政的なメ

カニズムだけで考えるのではなく、保健事業等を充実させることにより健康維持を増進し、医療費を縮減しながら一般会計からの繰出しを抑制するという努力が不可欠であることも提言したい。

~~また、下水道事業についても、毎年度一般会計からの多額の繰入れを行っている。この繰入金は、雨水処理に関する費用等法定繰出しの部分と、それ以外の部分に分けられるが、これは本来使用者が使用料等で全額負担すべきである汚水処理に要する経費を、現状では使用料のみでは賄いきれず、一般会計から赤字補てんをしているものである。~~

~~今後この繰出金を抑制するためには、整備の方向性を、本管幹線の建設から、使用料の増収に直接的につながる面整備に重点を移すとともに、使用料自体の値上げも段階的に検討すべき課題である。~~

下水道事業については、高瀬下水処理場の供用開始などにより普及率が急速に向上する一方、建設に伴う市債の償還にあたる公債費も増加している。このため、市の一般会計からの繰出額も年々増加しているが、本来、汚水処理に要する経費は使用料で賄うことが原則であるので、幹線が整備されている区域の面整備を重点的に行うことにより、使用料収入の増加に努めることが必要である。

また、下水道使用料については、他団体と比較して使用料金の水準は妥当であるのか等を勘案し、見直す場合は、市民に理解しやすい形で示す必要がある。

~~――事業としての将来性に欠けること~~

収益事業である小型自動車競走事業は、昭和30年以来、市財政に大きく貢献した時期もあったものの、平成9年度以降一般会計への繰出しを行っていない。更に平成13年度決算においては、はじめての赤字決算（約5170万円の赤字）となり、を記録し、また平成14年度決算においても累積して約2億6400万円の赤字決算となっている。

その間、赤字圧縮のため、従事員賃金や施設借り上げ料の引き下げ、さらに事業収支経営改善計画の策定など諸々の経営努力を重ねているものの、売上が落ち込む傾向に歯止めがかからない状況にある。当面、事業収支経営改善計画による改善の推移を見守ることになるが、収支が赤字のまま改善されない場合は、事業そのものが市民生活にとって必要なものとはいえないことから、廃止の方向で検討すべきである。

なお、廃止に際しての施設借上料等の補償に関しては、必要以上の支出とならないよう、他の借上料等との比較による検討を十分に行うこと。

~~また取引方法の変化などにより取扱高が減少している中央卸売市場事業について~~は、生産者から消費者への流通過程において大きな役割を担っており、ある程度の市の負担はやむを得ないと思うが、負担額を抑制する方向での改革が必要である。市場としての機能を持たせながら、社会の変化に対応した、市民が利用できるオープンマーケットのような機能も取り入れるなど、活性化を図り、その収益を市場会計に反映させることも一つの方策と考える。

~~総予算額10億円に対し毎年約3億円強の繰出しを行っているが、近年、取扱高・取扱金額及び市場経由率が減少しているため、定例的な市場の開放等、活性化に向けた検討をしているところである。~~

~~他の特別会計事業についても、本来的に地方公共団体がその責務として行うべき事業であるか否かを考えなければならない。~~

~~本市では、市民の福祉に寄与することを目的として、火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計については、民間でできる事業であり、市として行う必要性はないと考えられるので廃止すべきである。を設置している。現在のように民間保険制度が充実した社会環境にあつて、市が自ら保険者としてこのような事業をおこなうことを再度検討すべき時期にきている。~~

次に外郭団体の現状として、市では指導・監督の立場から、外郭団体に経営状況の説明を求め、議会に報告するとともに、している。また、外郭団体の運営に対して、適正かつ透明性の確保の観点から、出資法人等について、情報公開や外部監査制度の対象としてきているところである。

また、財政支援や人的支援については、外郭団体が自主的に経営が行えるよう、市担当課及び外郭団体との協議を重ねながら、補助金や派遣職員の削減に努めているところである。

今後、外郭団体の運営について、地方自治法の改正趣旨も踏まえ、業務の内容を本当に外郭団体が続けていくべき業務内容かどうかという観点から、民間に委ねるもの、引き続き外郭団体が実施するものの仕分けをしていくべきである。

その際、外郭団体で実施する方向性が示されたものについても、外郭団体の経営

体質を強化して自立を促し、市からの人的・財政的支援を抑制することが望ましい。

なお、外郭団体への補助金については、その性質が施設・業務の委託料に関するものなのか、本来、市が負うべき負担金に関するものなのか、団体への赤字補てん的な補助金なのかを明確にし、市民に誤解のないよう区分すべきである。

~~国民健康保険事業特別会計や下水道事業特別会計においては、本来市が負担すべき基準を大きく上回る負担（一般会計からの赤字補てん的な繰り出し）を行っている。~~

~~市税により賄うべき経費と本来利用者の負担により賄うべき経費などとの区分を検証し、市税負担（繰出金）と国民健康保険料、下水道使用料の適正な設定に努める。~~

~~また、売り上げが落ち込んでいる小型自動車競走事業や、取り引き方法の変化などにより取り扱い高が減少している中央卸売市場事業について、今後のあり方を見直す。~~

~~火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計については、事業の廃止について検討する。~~

~~外郭団体の運営については、関係課との連携を図りながら、経営体質を強化して自立を促し、市からの人的・財政的支援を抑制する。~~

（５）受益者負担の適正化について

受益者負担は、特定人のためのサービス提供による特定人の受益に着目して、そのサービス提供に要する経費の全部又は一部を応益的に負担させるものである。

限られた財源を無駄なく効率的に活用し、よりよいサービスを提供するためにも、相応・公平な負担（負担の適正化）の実現や、受益者に対し適切な負担を求めることによるサービスに対するコスト意識の醸成を通して、過剰な財政支出を抑制することが必要である。

ただ、受益者負担の対象となるサービスの中には、市が弱者救済という福祉的配慮や施策の充実という政策的配慮により補助的に援助しているものもある。よって、これらを同列に考えるのではなく、それぞれを取り巻く社会情勢、政策的配慮などを考慮しながら検討すべきである。

~~このように特定のサービスを受ける者にそのサービスに要する経費の全部又は一部を負担してもらうのが原則であるが、保育料、公民館使用料、下水道使用料、国民健康保険料のように市の負担額がかなりの額に上っているサービスもあるのが現状である。~~

たとえば船橋市の保育園は、近隣他都市のみならず、首都圏、全国の中でも質・量ともに充実した保育を展開しているが、保護者が負担する保育料については国の定める基準よりも、また、他市に比べても低廉な金額に設定している。いわゆる高福祉、低負担を実現しているわけであるが、船橋市の今置かれている財政状況を考えるとこれを将来にわたって維持しつづけることは困難になると予想される。本市の保育の質・量と保育料のバランスを考えた場合、低所得層に対する福祉的配慮を考慮しつつ、サービスを維持する上では、高額所得層について受益と負担と公平性から相応の保育料を徴収すべきものとする。

また、弱者救済や少子化対策という名のもとに無制限に税金を投入することが容認されるわけではなく、民間委託など保育園に要する経費の削減努力が必要なことに留意願いたい。

~~保育に要する費用については、保護者から徴収する保育料のほか、国と市の負担により賄われており、保育料の徴収額及び国と市との負担方法に関しては、国が基準を定めている。このうち保育料に関しては、本市では国の定める基準よりも低い金額に設定（概ね国の７０％程度）しており、その差額がそのまま本市の負担となっている。また、実際に本市が支出している保育費用の額は、国が定めている基準~~

~~額をはるかに超えており、この超過額がほぼそのまま本市の負担となっている。~~

~~このようなことから、実際に保育に要する経費のうち本市の負担する割合は相当に高くなっており、保育サービスが特定の者に便益を与えるものであることを考慮すると、現状の本市及び保護者の負担が適正かどうか、検討を要する。~~

次にまた、市内に25館設置されている公民館に関しては、利用者から使用料を徴収することとなっているが、社会教育関係団体等が利用するときは、減免規定により使用料を免除する取り扱いをしており、この結果、平成14年度には、減免の対象となったものが利用件数全体の86%に及んでいる。これらについては、利用者のみが利益を受けるサービスであり、利用者の理解を得ながら、適正な受益者負担に努めるべきである。

~~上述した例のほか、ごみ処理手数料、自転車等駐車場整理料など受益者負担全般に渡り適正化に向けた同様の取組が求められる。~~

~~健全な財政運営を図る上では、提供されるサービスに対して、受益者の負担が適正であることが求められている。市民サービスにおけるコスト意識を重視し、公平性の観点に立って、保育料や自転車整理料など市の負担が過大となっている部分を見直し、受益と負担の適正化を進める。~~

併せて、女性センター使用料・市役所来庁者駐車場の休日有料化や、自転車等駐車場整理料・公民館使用料の減免規定の見直しなどについて受益と負担の適正化の観点から検討する必要がある。

いずれにせよ、受益者の負担が公平・公正かつ適正であるかどうかは行政の基本原則であり、常に考えていかなければならない。当審議会としても、公平・公正かつ適正な負担を求めるべきと考えるが、その際、市の財政状況などを市民に正しく情報提供し、負担の見直しを理解してもらう努力が不可欠である。

（６）全般的な事務事業の見直しについて

市では、昭和６２年の第１次行政改革、平成８年の第２次行政改革、平成１１年の第３次行政改革により一定の成果をあげてきたところであるが、

~~経費の節減合理化のため、第３次行政改革においては、例えば高速印刷機の導入、印刷用紙の一括管理、夏・冬の事務服の廃止、助役以下特別職等の専用車の廃止、また、ホストコンピュータ本体等を更新時期を待たずして、機能がよくて低廉な機種に契約変更することにより使用料の削減を図るなど、各所管課において種々の施策を行っている。~~

~~また、エコオフィスプラン２１の行動計画を推進して、全庁的に経費の節減に努めている。~~

~~行政情報を一元・共有化し、情報を即時に利用できる庁内 LAN を整備し、会議室予約や文書管理システムの導入、例規集の電子化などにより、手順改善や帳票類の簡素化を図っている。~~

~~補助金について、団体補助金を平成１１年度におよそ６．４％削減し、さらに平成１５年度には１０％削減した。~~

~~公共工事について、効果的な執行のため、工法などの見直しにより、平成１１～１３年度の３年間で２７億円近くの経費縮減の効果を得た。~~

~~公共工事の入札・契約事務についても、一般競争入札制度の導入、予定価格の事後公表、前払金支払対象の拡大などを平成１０年度から実施し、以後、一般競争入札の予定価格の事前公表や一般競争入札の募集要綱のホームページへの掲載、指名競争入札で発注する工事の一部を郵便で入札する「受注希望型競争入札」などを実施した。~~

~~平成１４年度には郵便入札を１億円以上の一般競争入札にも拡大するなどした結果、指名競争入札も含めた公共工事の競争入札全体の平均落札率（契約金額÷設計金額）は８６．０％となり、平成１３年度の９１．６％から大幅に低減された。~~

事務事業全般について、最小の経費で最大の効果をあげることが常に念頭に置き、無駄がないか、限られた財源を有効に使っているかを考慮して見直し、効率化・合理化を進めて経費の節減を図ること。

また、例えば、焼却灰再資源化事業のように費用対効果が十分でないもの、教職員住宅など当初の目的を達成したと思われるもの、民間において公正かつ十分なサービスが提供されているものなどについて廃止・統合・縮小を検討する。進める必要がある。ただし、焼却灰再資源化事業に関していえば、地球環境という観点から、

廃止の是非や、廃止した場合の代替措置を十分に検討していただきたい。

~~さらに、また、~~昨今の少子化によって児童・生徒数が過少となっている学校の統廃合については、今後現実に進められていくものと考えられるが、長期的な計画を立てて、関係者の合意を得ながら進めていただきたい。~~も検討が必要である。~~

なお、本来、ここで指摘すべきことではないと思われるが、学校施設をコミュニティ活動の場として活用することについても検討願いたい。

最後に付け加えるならば、千葉県と船橋市の事務事業のあり方についても、中核市に移行し千葉市と同等の権限が移譲されたメリットを活かし、船橋市が先頭に立ち、県を巻き込んだ広域的な事務処理の体制づくりなどについても積極的に実施するよう提言したい。

（７）市税等の確保について

市税の収納率は、平成１０年度に９０％を割り込むなど、ここ数年減少傾向にある。これは、長引く景気の低迷を受け、滞納繰越分の収納率がさらに低下した上に、その金額が増加していることによるところが大きい。

これらの滞納繰越額を縮減すると同時に、新たな滞納の発生を防止するため、市では休日臨戸徴収、夜間臨戸徴収等の特別滞納整理の実施、市税収納員及び市税徴収指導員の活用など徴収体制の充実に努めるとともに、~~差し押さえた不動産の競売の実施についても検討している~~ところである。

~~市税以外の収入金においても、個々の事情はあるものの、滞納繰越分の収納率が非常に低いという点では共通している。このため、例えば保育料の徴収においては、滞納整理の専任として非常勤職員を１人配置するなどの方策を講じている。~~

~~また、公営住宅に使用料については、臨戸徴収はもとより、高額滞納者のうち誠意の見られない者に対しては、裁判所への提訴をおこなっている。~~

今後については、本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税客体の正確な把握と確実な徴収に努めることが必要であるが、市の事業は自らの税等で行われていることを自覚してもらうために、市民への啓発活動を行うなど、市民の納税に対する意識を高めることが必要である。

特に滞納分の徴収については、市民の不公平感を解消する上でも重要であり、悪質な滞納者に対しては、~~督促~~差し押さえや競売等により厳しく対処していくべきである。

また、市税以外の公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などについても収納率の向上を図るため、~~必要がある。~~

どちらについても、徴収体制の強化・充実に努める。が必要であるが、その際、安易に職員の増員に頼ることなく、税や徴収に対する意識の高い職員を配置すること、同様の知識・経験を持つ非常勤職員を活用するなど徴収コストに留意すること、~~また、確実な収納を図るため口座振替制度を奨励し、確実な収納を図る。~~の利用率を向上させることなど、が必要である。

（８）扶助費の見直しについて

長引く不況により歳入の多くを占める市税の伸びが見込めない一方で、少子高齢化対策や生活保護世帯をはじめ、支援を必要とする市民の数が増加し、これに伴う扶助費の歳出が急激に増加している。

~~市税の決算額はピーク時の平成９年度約９１７億円と平成１４年度約８４７億円を比較すると、金額で約７０億円、率としては８％の落ち込みを見せている。~~

扶助費は１０年前の平成５度から比較して９０％増加している一方、扶助費以外の経費については、~~特に普通建設事業費の落ち込みが激しい。このことは、~~税金が減少する中、~~他の経費を削減してその財源を扶助費に振り向けている結果、普通建設事業をはじめかなりの落ち込みを示している。ということを示している。しかし、~~扶助費以外の経費についても、~~決して行政需要が縮小しているわけではない。~~

~~税金の大幅な増が見込めない現在の状況にあつて、このままでは、本来市の責任で行う施策までが実現困難な状況になりかねないことから、扶助費そのものの見直しが不可避となっている。従来から船橋市は、質、量ともに充実した福祉を目指して来た。この姿勢は今後も基本的に維持していただきたいが、扶助費が財政硬直化の大きな要因となり、他の経費を削減して扶助費に振り向けることが限界に近づいていることも事実である。そこで、しかし、現在の厳しい財政状況にあつては、今後~~も安定的、持続的に福祉サービスを展開するためにも、~~現在のサービスについて、改めて本当に必要なサービスであるのか、またその水準が適切であるのかを見極めることが必要である。~~

~~扶助費には、国・県の基準どおりに行っている事業、国・県の基準を上回って行っている事業、市単独で行っている事業があるが、現在の財政状況を踏まえ、市単独で行っている事業及び国・県の基準を上回って行っている事業のうち、他市の水準と比較して特に突出しているものなどについて、廃止・縮小を視野に入れながら~~今後も継続していくべきサービスであるのか、その水準が適切であるのかを見極めることが必要である。~~改めてその必要性を再検証する。~~

また、限られた財源を真にサービスを必要とする方に振り向けるため、新たに所得制限等を設けることや、既に所得制限等を設けているものについては、制限の基準が適正であるか、他のサービスと均衡がとれているか、重複していないかなどを精査する必要がある。

その際、サービスや所得制限の創設の経緯や社会状況なども十分勘案した上で、

個々のサービスごとに判断していくことが必要であるとともに、市の財政状況などを市民に正しく情報提供し、サービスの見直しについて理解してもらう努力が不可欠であることをここでも提言する。

さらに、今後、医療や介護などの義務的な経費がますます増加する膨らむことを考えると、従来の給付型のサービスから社会的自立を支援するサービスへ重点を移すとともに、ボランティア団体など地域の人的資源と共同、共助の精神で協力しながら進めていくことにも留意されたいことが必要である。

（９）普通建設事業の取り扱いについて

~~平成１４年度に実施した市民意識調査の結果を見ると、力を入れてほしい施策の、~~
~~１位が「歩道・自転車道・歩行車道の整備（４３．３％）」、２位が「踏み切りのある路線の高架化（２４．３％）」、４位が「駅周辺での駐輪場の整備（２１．２％）」、~~
~~となっており、多くの市民が生活に密着した道路等、都市基盤関係の整備を望んでいることが明らかになっている。~~

~~しかしながら、普通建設事業費は、市税の落ち込みや他の経費の増高により、ピーク時の平成５年度~~
~~の約４４９億円であったのが、平成１４年度には約２０４億円と約５４％の減となっており、建設されてからかなりの年数が経過し老朽化している道路や排水設備、学校や保育園などでさえ、十分な補修ができない状況にある。~~

経常収支比率が平成１４年度決算で９２．５％となっている現在、普通建設事業に財源を割り振ることは、ますます厳しい状況になってきている。このような中では、**道路整備など市民要望の強いものや老朽施設の補修などについては、予算配分に優先順位を付けて計画的に行っていく必要がある。**また、今後の大規模公共事業の実施については慎重に対応するとともに、PFI や民設民営を積極的に導入するなどして、建設費の縮減を図る必要がある。

~~また、道路整備など市民要望の強いものや老朽施設の補修などについては、予算配分を計画的に行っていく必要がある。~~

船橋市行財政改革審議会

会	長	加	藤	隆
副	会 長	武	藤	博 己
委	員	石	井	清 夫
委	員	大	西	智 子
委	員	鳥	居	勝 一
委	員	藤	田	きよ子
委	員	本	木	次 夫